

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月1日
【会社名】	株式会社パーカーコーポレーション
【英訳名】	PARKER CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 里見 嘉重
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋人形町二丁目22番1号
【電話番号】	(03) 5444-0600
【事務連絡者氏名】	執行役員業務本部長 橋本 一徳
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社パーカーコーポレーション大阪支店 (吹田市広芝町11番41-1号) 株式会社パーカーコーポレーション名古屋支店 (名古屋市中村区名駅三丁目20番1号) 株式会社パーカーコーポレーション九州支店 (北九州市小倉北区浅野二丁目11番15号)

1【提出理由】

2019年6月26日開催の当社第92期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2019年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

① 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金6円50銭 総額167,135,325円

② 効力発生日

2019年6月27日

第2号議案 取締役6名選任の件

伊藤善和氏、里見嘉重氏、内藤和美氏、中村光伸氏、片倉浩志氏及び吉益信治氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役4名選任の件

橋本一雄氏、三留弘幸氏、庄司作平氏及び西桂二郎氏を監査役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、戸坂純一氏を予め補欠監査役に選任するものであります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役山崎敏男氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は取締役会に一任するものであります。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役後藤光正氏及び淵良三氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は監査役の協議に一任するものであります。

第7号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額1億7,000万円以内（うち社外取締役分は1,000万円以内）、監査役の報酬額を年額4,000万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	205,937	6,509	0	(注) 1	可決 96.31
第2号議案					
伊藤 善和	175,482	36,851	0	(注) 2	可決 82.07
里見 嘉重	207,710	4,623	0		可決 97.14
内藤 和美	210,985	1,348	0		可決 98.67
中村 光伸	210,985	1,348	0		可決 98.67
片倉 浩志	210,885	1,448	0		可決 98.63
吉益 信治	210,837	1,496	0		可決 98.60
第3号議案					
橋本 一雄	209,984	2,462	0	(注) 2	可決 98.20
三留 弘幸	209,742	2,704	0		可決 98.09
庄司 作平	170,121	42,325	0		可決 79.56
西 桂二郎	207,117	5,329	0		可決 96.86
第4号議案	175,637	36,809	0	(注) 2	可決 82.14
第5号議案	176,281	9,252	26,800	(注) 1	可決 82.44
第6号議案	175,612	9,921	26,800	(注) 1	可決 82.13
第7号議案	206,707	5,689	50	(注) 1	可決 96.67

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上